

審 査 基 準

基準の名称	水道事業の供給条件の変更の認可等の基準		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要	
水道法	第 1 4 条 第 5 項	水道事業の供給条件の変更の認可等	
基 準 の 内 容			
<p>〔要 旨〕 本条は、供給規程の設定義務、適合すべき要件、周知義務及び変更の手続について規定したものである。</p> <p>〔解 説〕</p> <p>一、供給規程の性格 「供給規程」は、水道事業者と水道の需要者との給水契約の内容を示すものであり、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件を定めるものである。 供給規程に定める供給条件は、多数取引きを迅速かつ安全にするために定型的に定められるもので、いわゆる普通取引約款と呼ばれる。一般に、契約は両当事者が対等の立場で締結するものであるが、給水契約に係る供給条件については、水道事業者が予め一方的にこれを定めることとされている。このように、一方が決める契約の内容に相手方が従うか従わないかの自由しか有しないような契約を、付合契約又は付従契約という。これは、水道事業が地域的独占の事業であり、多数の需要者と迅速かつ公正に契約を結び、かつ、需要者相互間の水道の利用関係について公平を期すためには、このような契約方式によることが適当と考えられるからである。 供給規程には、その性格から、法律上の拘束力を持たしめる必要のある事項は全て規定しておく必要があるが、本法は、供給条件に関するもののうち、主として需要者保護の必要上供給規程にまかせることなく自ら規定を設けたものがある。例えば、給水義務（法一五条一項・二項）、給水装置の検査（法一七条）、検査の請求（法一八条）等の規定がそのようなものとして設けられている。これらの規定は強行規定であり、本法に基づき直接水道事業者に所定の義務が課せられているので、これに反する供給条件を定めても無効である。ただし、これらに関する手続等の具体的内容は水道事業者において定めることが必要である。</p> <p>二、供給規程の設定（一項） 「水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程で定めなければならない」とされている。このうち、「料金、給水装置工事の費用の負担区分」は、供給規程に必ず定めなければならないものであるが、「その他の供給条件」に関する供給規程の具体的内容は、水道事業者が当該水道事業の地域的社会的諸条件に応じて自主的に定めるものである。水道事業の認可申請に当たって、供給条件は事業計画書記載事項の一つとされ（法七条四項七号）、その供給条件が本条第二項各号に規定する要件に適合することが、水道事業経営の認可の要件の一つとされている（法八条五号）。本条第一項は、これを規程の形として、その実施すべき供給条件の全てについて供給規程の設定を義務付けたものである。これは、水道事業が地域的独占の事業であり、需要者は、水道事業者が一方的に定める供給条件に事実上従わざるを得ないため、契約自由の原則を制限するとともに、供給条件を成文化して国の強い監督のもとに需要者の利益を保護する必要があるからである。なお、水道事業者が地方公共団体である場合には、供給規程として定める内容の中に、地方自治法第二二八条、第二四四条の二等によって条例で定めることとされている事項が含まれているから、少なくともその部分については、当該地方公共団体の条例をもって定めなければならないものであるが、必ずしも条例に定められていないものであっても、供給条件を定めているものは全て供給規程の規定である。なお、水道用水供給事業及び専用水道については一般の需要を対象としないので、供給規程の設定が義務付けられていない。</p> <p>三、供給規程の適合すべき要件（二項） 本条第二項は、水道事業者が定めることとされている供給規定の適合すべき要件について定めたものである。また本項に定められた要件は、本条第七項において、地方公共団体以外の水道事業者が供給規定に定められた供給条件の変更を申請したときの認可の要件とされている。なお、供給条件が本項各号に掲げる要件に適合していることは、水道事業経営の認可及び事業の変更に係る認可の要件の</p>			

一つとなっている（法八条五号・十条二項）。

供給規程の適合すべき要件としては、次のものが定められている。

(一) 公正妥当な料金（一号）

1 料金の性格

水道料金は、水の供給の対価である。水道事業者が地方公共団体である場合には、「地方公営企業の給付について料金を徴収できる」（地方公営企業法二一条）ことと規定されており、その料金は、公の施設の利用について徴収する「使用料」（地方自治法二二五条）としての性格を有するものとされている。なお、過料は、地方公共団体である水道事業者についてのみ認められるものである（地方自治法二二八条二項）。

2 料金のあり方

料金が「公正妥当なものであること」とは、水道事業がその公益事業としての特性に鑑み地域的独占経営を許容されていることから生ずる当然の原則である。本項第一号は、公正妥当であることの前提として、料金は、能率的な経営の下における水の供給に要する適正な原価を基準にして決定されるべきであるという原価主義を明らかにしたものである。「能率的な経営の下における適正な原価」とは、料金がおおむね三年を通じて財政の均衡を保つことができるように設定されたものであるとともに、水道事業が公益事業としてなすべき正常な努力を行った上で必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資本費用（事業報酬）を含むものとされており、これは総括原価と呼ばれている。料金を決定するためには、総括原価の算定と、これを需要者に適正に配分する料金体系を設定する必要がある、料金が公正妥当であるか否かは、総括原価と料金体系の両面から判断する必要がある。（規則十二条）

(二) 料金の明定性（二号）

本号は、明確な料金体系をもって料金を設定すべきことを定めたものである。「定率」とは、別に算定された基準の金額（例えば、固定資産税等）に一定の率を乗ずることによって料金を算定する方法をいう。また、「定額」とは、使用の状況によらず常に一定額の料金を徴収する「定額料金制」のほか、別に算定された基準の数量（例えば、供給数量、需要者数等）に一定の金額を乗ずることによって料金を算定する方法をいう。我が国の場合、一般に、用途別又は口径別に需要種別を区分し、これに応じて料金を基本料金と超過料金とに区分して算定する方法がとられているが、いずれの算定方式をとるにせよ、料金は具体的数字をもって明確に定められなければならないものである。

(三) 責任区分等の適正、明確性（三号）

本号は、料金以外の供給条件について、水道事業者と利用者との間のそれぞれの責任が適正かつ明確に定められていることを要する旨を規定したものである。「適正かつ明確に定められていること」を要するのは、給水契約が付従契約であるので、水道事業者と需要者、需要者相互間の公平を期すとともに、後日の紛争を避けるため、水道の利用関係から生ずる需要者の権利義務関係について予め具体的に定めておく趣旨である。

「水道事業者の責任に関する事項」とは、①給水区域、②料金、給水装置工事費用等の徴収方法、③給水装置工事の施行方法、④給水装置の検査及び水質検査の方法、⑤給水の原則及び給水の制限や停止の場合の手續などであり、「需要者の責任に関する事項」とは、①給水契約の申込の手續、②料金、給水装置工事の費用等の支払義務及びその支払遅延又は不払の場合の措置、③水道メーターの設置場所の提供及び保管責任、④水道メーターの賃貸料等の特別の費用負担を課する場合にあっては、その事項及び金額、⑤給水装置の設置又は変更の手續、⑥給水装置の構造、材質が法第一六条の規定により定める基準に適合していない場合の措置、⑦給水装置の検査を拒んだ場合の措置、⑧給水装置の管理責任、⑨水の不正使用の禁止及び違反した場合の措置などである。（規則十二条の二）「給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法」とは、給水装置の設置工事の際に個人の負担すべき工事費用の部分とその算出方法をいい、これらを予め定めておくことにより、需要者が申込んだ際に需要者が不当な要求を受けることのないようにしたものである。ここに定めることを要するのは負担額そのものではなくて、その額の算出の方法であり、これによって客観的に負担額が算出できれば足りるのである。

(四) 差別的取扱いの禁止（四号）

本号は、水道の利用関係における公平の原則を定めたものである。法の下での平等と同じ精神であり、地方公共団体の公の施設としての水道の利用については、地方自治法第二四四条第三項に同様の規定がある。本号の規定は、特定の需要者に対する不当な差別を禁じたものであって、正当な理由に基づいて格差をつける場合、例えば、用途別料金体系において一般用、営業用等に区別し、又は口径別料金体系において量水器の口径差に応じて格差を設け、また、従量料金においてその地域の将来の水需給の状況等を勘案して段階別逓増料金を設定する等合理的な理由に基づく場合には、不当な差別的取扱いには該当しない。

これに対して、同一の水道事業の給水区域において、新たに拡張した地区の工事費を勘案してその地区の料金を割高に設定したり、他の市町村の区域をも含めて給水する場合に、市外給水と称して割高の料金を設定する等は差別的取扱いに該当する。

料金及び給水装置工事の費用のほか、水道の需要者が負担すべき費用がある場合は、その金額が、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものでなければならない（規則十二条の三第二号）。

（五）貯水槽水道に関する責任区分の適正、明確性（五号）

本号は、貯水槽水道が設置されている場合に、貯水槽水道に関し水道事業及び当該貯水槽水道の設置者が果たすべき責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていることを要する旨を規定したものである。「貯水槽水道」とは、簡易専用水道を含め、水道事業から供給を受けるもので、直結給水でなく、規模を問わず、貯水槽に始まる建物内水道の総称である。したがって、貯水槽を設けていても水道事業の用に要する水道以外で自己水源を有するものは貯水槽水道に含まれない。本号は、簡易専用水道を含めた貯水槽水道の適正な管理を図るために水道事業者及び貯水槽水道の設置者に求める趣旨であるが、簡易専用水道については、法により規制されている（法三四条の二・三六条三項・三七条・三九条三項）ことから、簡易専用水道に該当しない小規模な貯水槽水道について、実質的な意味を持つといえよう。

貯水槽水道に関し、「水道事業者の責任に関する事項」とは、①貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告、②貯水槽水道の利用者に対する情報提供とされ、「貯水槽水道の設置者の責任に関する事項」とは、①貯水槽水道の管理責任及び管理基準、②貯水槽水道の管理の状況に関する検査とされており、これらの事項を必要に応じて、水道事業者ごとに供給規定に定めることとなる（規則一二条の四）。なお、水道事業者による「貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告」は、需要者を含めた利用者に適切に情報提供等を行い、貯水槽水道の設置者に貯水槽水道の適正な管理を促すものであり、水道事業者としてなしうる範囲で供給規定に定めるものであって、規制的な手法によってその実効性を担保する性格のものではない。

四、供給規程の周知（四項）

本条第四項は、水道事業者が、供給規程をその実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない旨を定めたものである。水道事業者が地方公共団体である場合には、供給規程が、条例、規程の形式で定められれば、一定の公告方式によって公示されるので（地方自治法一六条）、本項の要件に適合することとなる。地方公共団体以外の水道事業者は、事務所その他の事業場に掲示する等の措置をとらなければならない。なお、この周知措置には、供給規程をいつでも一般の閲覧に供し得るよう常時備えておくことも含まれる。供給規程の一部変更の場合も同様の措置が必要である。しかし、水道料金は、検針日以前に使用した水量をもって調定するので、料金改正の際には、需要者が現に使用する水道水に新料金が適用されることとなる日までに周知措置を完了しておくことが必要である。

五、供給規定にさだめられた供給条件の変更（五項・六項）

（一）水道事業者が地方公共団体である水道事業者

水道事業を開始した後の供給条件については、法第一〇条の事業の変更の際改めて法第八条の認可基準が準用され、供給条件の妥当性についても審査されるものであるが、水道事業者が地方公共団体の場合には、そのうち最も重要な料金については、本項においてその変更を届け出なければならないものとされている。料金の変更を認可に係らしめることなく届出によることとしたのは、供給条件の変更については、これは、料金はもちろん、供給条件のほとんどが条例で定められるものであることから、その制定の過程で住民の代表者の意見が十分に反映されるので、その際に、適切な判断に基づき適切な措置をすることが期待できると考えられるからである。

届出に関しては、届出書に料金の算出根拠及び経常収支の概算を記載した書類を添えて、厚生労働大臣に対して速やかに行うものとするのが規定されている（規則一二条の五）。なお、給水人口が五万を超える特定水源水道事業以外の水道事業に関する本条第五項の厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事に対して行うこととされている（法四六条、令一四条一項）。

（二）地方公共団体以外の水道事業者

水道事業者が地方公共団体以外の者である場合には、料金に限らず全ての供給条件の変更を認可の対象としている。これは、地方公共団体のように水道利用者の意思を反映する議会という機関を持たないため、本法は利用者の利益を保護するために、第六項において、「水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、供給規定に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない」ことを規定している。

また、厚生労働大臣は、「料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件変更の認可を申請すべきことを命ずることができ」、当該期間内に当該変更の「申請をしないときは、供給条件を変更することができる」もの

とされている（法三八条）。電気・ガス事業についても同様の規定がある（電気事業法二三条、ガス事業法一八条）。

なお、供給条件によらないで料金又は給水装置工事の費用を受取った者は、三〇万円以下の罰金に処せられる（法五五条一号）。

給水人口が五万人を超える特定水源水道事業以外の水道事業に関する本条第六項の厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとされている（法四六条、令一四条一項）。